

総務委員会資料

令和2年2月7日

令和2年度

飯塚市公共工事入札制度改正

総務部 契約課

令和2年度飯塚市公共工事入札制度改正（概要）

本市の入札制度については、競争性、透明性の高い公正な入札・契約制度、地元業者の育成、公共工事における品質確保、公平・公正な入札の執行、事務の簡素化、効率化をめざし、条件付き一般競争入札の導入・拡充、変動型最低制限価格制度の導入を行うなど入札制度の改革に取り組んできたところです。今回も同様の観点から、下記の入札制度改革に取り組むものです。

1 飯塚市競争入札参加者格付基準の改正（特定建設業許可の有無を格付けの要件とすることの廃止）

現行の本市格付基準では、特定建設業の許可の有無を格付けに反映させており、特定建設業の許可を受けている業者を土木一式、建築一式のⅠ等級業者をすることとしているが、これを廃止し、総合点数のみにより格付けを行うよう改正するもの。

2 市内工事業者の入札参加資格期間の延長について

現在、市内工事業者については、入札参加資格期間を1年間とし、毎年度指名願を提出させているが、市内工事業者の入札参加資格期間を2年間に延長し、市内工事業者の負担軽減を図るもの。

3 業者選考委員会対象工事案件の基準設計金額 2,500 万円以上から 5,000 万円以上へ引き上げることについて

現在、業者選考委員会対象工事案件の基準設計金額は 2,500 万円以上だが、昨今の工事発注件数の増大を考慮し、基準設計金額を 5,000 万円以上へと引き上げるもの。

目 次

- 1 飯塚市競争入札参加者格付基準の改正（特定建設業許可の有無を格付けの要件とすることの廃止）
- 2 市内工事業者の入札参加資格期間の延長について
- 3 業者選考委員会対象工事案件を設計金額 2,500 万円以上から 5,000 万円以上へ引き上げることに
ついて

1 飯塚市競争入札参加者格付基準の改正（特定建設業許可の有無を格付けの要件とすることの廃止）

【概要】 飯塚市競争入札参加者格付基準について、令和2年度から土木一式工事、建築一式工事I等級の格付けにおいて、特定建設業の許可の有無を格付けの要件とすることを廃止するよう改正するもの。

【目的】 特定建設業の許可の有無に関わらず、総合点数で評価することで、業者の施工能力を適正に評価するよう改めるもの。

【内容】

改正対象の工種及び等級	土木一式I等級、建築一式I等級
現行の格付基準	I等級業者は、特定建設業許可を要す。
改正後の格付け総合点数	特定建設業許可がなくとも、I等級業者への格付けが可能となる。

2 市内工事業者の入札参加資格期間の延長について

【概要】 現在、市内工事業者については、入札参加資格期間を1年間としているものを2年間と改めるもの。

【目的】 市内工事業者の入札参加資格期間を延長することで、業者の事務負担軽減を図る。

【内容】

対象業者	市内工事業者
入札参加資格期間の延長	現行の入札参加資格期間1年間で2年間に延長する。
入札参加資格期間延長後の格付け等について	客観点数（経営審査結果通知による総合評定値）及び、本市格付基準による主観点数により、格付けについては毎年度行う。 また、平成30年度より導入した、主観点数項目の拡充等についても、申請期間を設け、必要書類を提出させた上で格付けに反映させるものとする

入札参加資格期間延長後の工種変更について	工種変更希望業者については、翌年度の入札参加資格申請を取り下げの上、補充受付の手続きにて工種変更を受け付けることとする。

3 業者選考委員会対象工事案件基準額を設計金額 2,500 万円以上から 5,000 万円以上へ引き上げるについて

【概要】 現在、業者選考委員会対象工事案件の基準設計金額は 2,500 万円以上だが、昨今の工事発注件数の増大を考慮し、基準設計金額 5,000 万円以上へ引き上げるもの。

【目的】 業者選考委員会対象工事の基準設計金額を引き下げ、職員の事務の簡素化を図るもの。

【内容】

改正対象	業者選考委員会対象工事の基準設計金額
現行の「飯塚市契約規則」等で定めている基準設計金額	工事 1 件あたりの設計金額が税込 2,500 万円以上
改正後の基準設計金額	工事 1 件あたりの設計金額が税込 5,000 万円以上